

介護支援専門員と歯科との連携連絡票について

岐阜市歯科医師会では、介護事業所や介護施設ならびに地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携を積極的に双方向にて行うために、2種類の連携連絡票を作成しました。ぜひご活用ください。

【介護事業所→歯科医療機関】(1枚目)

ケアマネジャーから歯科医療機関に向けた連絡票です。歯科医療機関と連絡を取るときに使用します。内容等を記載後、FAX等で送信してください。歯科医療機関より連絡方法等や回答などの返信をします。

【歯科医療機関→介護事業所】(2枚目)

歯科医療機関からケアマネジャーに向けた連絡票(診療情報提供書)です。介護保険の歯科医師が行う「居宅療養管理指導費」を歯科医療機関が算定する際には、ケアマネジャーへの情報提供が必須となっており、毎回の情報提供を行う場合等に使用します。本連絡票が届きましたら、照合内容に関する事項、連絡事項等を記載し、ご返信をお願いいたします。

また、介護事業所から届いた連携連絡票(1枚目)に対して、歯科医療機関が本連絡票を用いて返信する場合にも使用します。

この連携連絡票は岐阜市歯科医師会HPの『地域連携支援センター(訪問歯科)』からダウンロードして使用して下さい。「ワード版」と「PDF版」があります